

2014年6月17日

国民の生命・財産、安全・安心を守るために

～「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」の成立にあたって～

国土交通労働組合

書記長 笠松 鉄兵

国の責任を放棄する「行政改革」の突破口としてすすめられている「独立行政法人改革」については、6月6日、政府提出の「独立行政法人通則法の一部を改正する法律案」（以下、改正通則法）が参議院本会議において可決・成立しました。

法案は、昨年12月末に政府が強行した閣議決定「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」の「制度見直し」に基づくものであり、独立行政法人の自主性・自律性を発揮させるとしながら、主務大臣や第三者機関の権限強化を定め、組織の廃止・縮小を可能とする規定を含む一方で、雇用承継規定の定めのない欠陥法案であり、国会で徹底した審議や抜本的な修正もないまま強行採決したことに対し、強く抗議します。

改正通則法は、独立行政法人を3つの分類に区分し、PDC Aサイクルによる業績目標・評価の仕組みを強化させ、主務大臣による是正や業務改善命令の権限を付与するだけでなく、第三者機関（評価制度委員会）における目標期間終了時の見直しでは、法人の事務・事業の改廃を主務大臣に勧告するなどの権限強化が盛り込まれています。

また、内閣総理大臣が任命する評価制度委員会においては、財界など特定の利益を優先する委員が任命されるおそれが強く、それらの委員の思惑によって主務大臣の判断に反し、組織や業務の廃止を内閣総理大臣に意見具申することが可能であり、財界主導の組織改廃が安易に行われる危険性も高くなっています。その結果、公共性の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業がいと簡単に切り捨てられ、国民の権利や利益が著しく損なわれることが強く懸念されます。

さらに、改正通則法第35条では、「目標期間の終了時の評価結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止、その他の所要の措置を講ずる」とされ、組織の廃止に伴う大規模な整理解雇も想定されるものとなっています。このように改正通則法は、組織の廃止・縮小ありきで安定雇用さえも脅かすだけでなく、各独立行政法人がこれまで果たしてきた国民生活に直接関わる役割が損なわれる可能性も否定できません。

国土交通労働組合は、この間、国公労連に結集し、このような改正通則法について国会での徹底審議と抜本的・根本的な修正を強く求めるとともに、問題が解決しない場合には廃案を求めるたたかいを全国のなかまとともにすすめてきました。こうしたなかで、改正通則法の問題点と併せて各独法職場の実態を国会議員要請で直接訴え、両院内閣委員会では私たちの主張が審議され、両院の付帯決議に、「統廃合等の組織の見直しに当たっては、当該法人職員の雇用の安定に配慮すること」を盛り込ませたことは、私たちのとりくみの成果といえます。

今後は、閣議決定の基本方針に基づく「独立行政法人の組織等の見直し」として、100 ある独立行政法人を統廃合し、87 法人とするための「各独法設置法の一部を改正する法律案」（以下、改正個別法）が各省・独法で検討され、今夏にも行革推進本部事務局からロードマップが示される見込みとなっています。

こうしたなかで、国土交通省が所管する独立行政法人では、①海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所および電子航法研究所の3法人、②海技教育機構と航海訓練所の2法人、③自動車検査独立行政法人と交通安全環境研究所の2法人を統合していくなどの改正個別法の検討がすすめられようとしています。

一方、今国会では、厚生労働省所管の独立行政法人国立健康・栄養研究所を解散し、業務を独立行政法人医薬基盤研究所に承継させるとした「独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律案」が審議され、この改正個別法には「職員雇用の承継」は含まれないまま、5月に可決・成立しています。これらのことから、「雇用の承継」を各独法の改正個別法に盛り込ませるとりくみが、安定雇用を守るためにも大変重要になっており、私たちがともにたたかうなかまを増やし、とりくみを強めていくことが必要です。

国土交通労働組合は、各独立行政法人が「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業」（通則法第2条）を担い、閣議決定の基本方針にある「各法人の職員が誇りを持って職務を遂行し、職員の自発性、創意工夫を通じて経済成長や国民生活の向上に最大限貢献できるようにする」ためには、その役割を十分に発揮するための体制拡充こそが必要と考えています。

さらに、独立行政法人が果たしている国民の生活・財産、安全・安心を守るための公共的役割を一層発揮するためには、運営費交付金の確保・拡充をはじめ、労使自治による労働条件決定の保障を含めた法人運営の自主性・自律性の拡大、調達制度の改善、法人を統合する場合の雇用承継規定や安定した雇用を確保することが不可欠であると考えています。

政府主導による「独立行政法人改革」を突破口とした「道州制」「地方分権改革」など、公務・公共サービス破壊の攻撃を阻止し、国民の生命と財産、安全・安心を守るため、国土交通省内ではたらくすべての労働者をはじめ、交通・運輸産業、建設産業で働く労働者、公務・公共サービスにかかわる労働者とともに、国土交通労働組合は引き続き、全力で奮闘する決意です。

= 以上 =